

「平成 1 4 年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1 本政令で指定される激甚災害数及び該当市町村数

1 7 災害 延べ 9 8 市町村 (8 9 市町村 (実数))

(災害種別ごとの災害数)

豪雨、暴風雨	1 4 災害	地滑り	2 災害
風浪	1 災害		

平成 1 3 年は、2 1 災害 延べ 1 5 9 市町村

2 公共土木施設、農地等の災害復旧事業等に要する経費 (概数)

公共土木施設等合計 3 0 億円

農地等合計 6 4 億円

3 今回適用する措置に係る指定基準 (概要)

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第 2 章 (第 3 条) (第 4 条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	当該市町村が負担する 公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入 × 50 % ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。
第 5 条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10 % ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。
第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 2 章 (第 3 条及び第 4 条) 又は第 5 条の措置が適用される場合。

4 適用する措置の効果

(1) 公共土木施設等の災害復旧事業等について

国庫補助率を 1 割から 2 割程度かさ上げ

73% 88% (各事業平均、過去 5 カ年平均値)

(2) 農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業について

国庫補助率を 1 割程度かさ上げ

84% 93% (農地、過去 5 カ年平均値)

(3) 国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧事業について

地方債に係る元利償還金を地方交付税措置

連絡先

内閣府政策統括官(防災担当)付

石井、磯貝、大石

03-5253-2111(代)(51205、51210)

03-3501-5408(直)

政令第五十号

平成十四年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政

令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二
条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制
定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法
」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に
掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十四年一月五日の風浪による災害で、福井県 丹生郡越廼村の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三 項及び第四項に規定する措置

<p>平成十四年一月二十日及び同月二十一日の豪雨による災害で、和歌山県東牟婁郡古座川町の区域に係るもの</p>	<p>平成十四年五月十五日及び同月十六日の豪雨による災害で、大分県西国東郡大田村及び日田郡上津江村の区域に係るもの</p>	<p>平成十四年三月二十九日の地滑りによる災害で、埼玉県秩父郡吉田町の区域に係るもの</p>	<p>平成十四年五月八日の豪雨による災害で、岐阜県益田郡馬瀬村の区域に係るもの</p>	<p>平成十四年六月三十日及び七月一日の豪雨による災害で、熊本県八代郡坂本村並びに球磨郡水上村及び五木村、宮崎県東臼杵郡南郷村及び椎葉村並</p>
		<p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>		

<p>びに鹿児島県薩摩郡下甕村の区域に係るもの</p>	<p>平成十四年七月二十五日及び同月二十六日の豪雨及び暴風雨による災害で、高知県高岡郡檮原町、東津野村及び仁淀村並びに宮崎県児湯郡西米良村並びに東臼杵郡北郷村、諸塚村及び椎葉村の区域に係るもの</p>	<p>平成十四年八月三日から同月十一日までの間の豪雨による災害で、青森県東津軽郡平内町及び西津軽郡岩崎村、秋田県山本郡八森町、山形県飽海郡八幡町並びに長崎県上県郡上県町の区域に係るもの</p>	<p>平成十四年九月四日及び同月五日の暴風雨による災害で、沖縄県国頭郡国頭村の区域に係るもの</p>
-----------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------

平成十四年九月六日及び同月七日の豪雨による災害で、京都府与謝郡伊根町の区域に係るもの

平成十四年九月十六日及び同月十七日の豪雨による災害で、佐賀県伊万里市、佐賀郡富士町、神埼郡脊振村及び三瀬村並びに東松浦郡厳木町、相知町及び北波多村並びに長崎県松浦市並びに北松浦郡福島町、佐々町、吉井町及び世知原町の区域に係るもの

平成十四年九月二十六日から同月二十八日までの間の豪雨による災害で、三重県度会郡紀勢町及び高知県幡多郡佐賀町の区域に係るもの

平成十四年九月二十八日の地滑りによる災害で、北海道沙流郡日高町の区域に係るもの

<p>平成十四年十月一日及び同月二日の豪雨及び暴風雨による災害で、北海道茅部郡鹿部町及び白糠郡音別町、福島県南会津郡田島町、館岩村、伊南村及び南郷村並びに大沼郡三島町、新潟県新井市、山梨県大月市並びに南都留郡秋山村及び道志村、長野県下水内郡栄村並びに静岡県田方郡修善寺町及び天城湯ヶ島町の区域に係るもの</p>	
<p>平成十四年七月三日から同月六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、次に掲げる村の区域に係るもの</p> <p>イ 沖縄県島尻郡座間味村</p> <p>ロ 高知県土佐郡大川村及び吾川郡吾北村並びに</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに</p>

<p>沖縄県島尻郡渡名喜村</p>	<p>規定する措置</p>
<p>平成十四年七月十三日から同月十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</p> <p>イ 新潟県佐渡郡羽茂町、和歌山県伊都郡高野町及び鹿児島県大島郡住用村</p> <p>ロ 新潟県両津市並びに佐渡郡相川町、佐和田町、金井町及び赤泊村並びに石川県江沼郡山中町、河北郡高松町並びに羽咋郡志雄町及び押水町</p> <p>平成十四年八月二十四日から九月二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、次に掲げる町村の区域に係るもの</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>イ 高知県高岡郡東津野村及び幡多郡十和村並び</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三</p>

<p>に鹿児島県鹿児島郡十島村及び大島郡住用村</p> <p>口 徳島県那賀郡木沢村及び三好郡西祖谷山村並びに高知県吾川郡池川町及び吾北村</p> <p>八 奈良県吉野郡上北山村、徳島県那賀郡上那賀町及び木頭村、海部郡穴喰町、美馬郡木屋平村並びに三好郡池田町、山城町及び東祖谷山村、愛媛県上浮穴郡面河村、高知県香美郡物部村、長岡郡大豊町、土佐郡大川村及び本川村並びに高岡郡禰原町及び日高村、熊本県天草郡河浦町並びに宮崎県東臼杵郡南郷村、諸塚村及び椎葉村</p>	<p>項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>備考</p> <p>一 平成十四年七月二十五日及び同月二十六日の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同</p>	

年台風第九号（同月十四日に北緯十一度東経百七十度五十五分において台風となった熱帯低気圧で、同月二十七日に北緯三十五度東経百二十度五十五分において台風でなくなったものをいう。）によるものをいう。

二 平成十四年九月四日及び同月五日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十六号（同年八月二十九日に北緯十八度二十分東経百五十五度五分において台風となった熱帯低気圧で、同年九月八日に北緯二十八度十分東経百十六度五十五分において台風でなくなったものをいう。）によるものをいう。

三 平成十四年十月一日及び同月二日の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第二十一号（同年九月二十七日に北緯十五度三十五分東経百五十四度三十分において台風となった熱帯低気圧で、同年十月二日に北緯四十六度十分東経百四十一度五分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

四 平成十四年七月三日から同月六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第五号（同年六月二十九日に北緯十一度二十五分東経百三十六度二十分において台風とな

つた熱帯低気圧で、同年七月六日に北緯三十八度三十分東経百二十九度五十分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

五 平成十四年七月十三日から同月十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第七号（同月八日に北緯九度五分東経百五十五度三十六分において台風となった熱帯低気圧で、同月十七日に北緯四十二度二十五分東経百四十八度五十五分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

六 平成十四年八月二十四日から九月二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十五号（同年八月二十三日に北緯十六度三十分東経百六十一度において台風となった熱帯低気圧で、同年九月一日に北緯三十八度東経百二十八度四十分において台風でなくなったものをいう。）によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するため
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百二号）第一条第一項及び第四十三條第

一 項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

市町村別の摘要措置と具体的対象事業

対象地区				激甚災害指定災害	発生期間	公共土木施設（法第2章）					農地等の災害復旧事業（法第5条）					
県名	郡名（ふりがな）	市町村名（ふりがな）				河川	道路	橋梁	港湾	漁港	農地	施設	林道			
北海道	茅部	かやべ	鹿部町	しかべちょう	平成14年10月1日及び同月2日の豪雨及び暴風雨による災害(台風21)	10月2日										
		沙流	さる	日高町	ひだかちょう	平成14年9月28日の地滑りによる災害	9月28日									
		白糠	しらぬか	音別町	おんべつちょう	平成14年10月1日及び同月2日の豪雨及び暴風雨による災害(台風21)	10月2日									
青森県	東津軽	ひがしつがる	平内町	ひらないまち	平成14年8月3日から同月11日までの間の豪雨による災害	8月10日 - 8月11日										
		西津軽	にしつがる	岩崎村	いわさきむら	平成14年8月3日から同月11日までの間の豪雨による災害	8月7日									
秋田県	山本	やまもと	八森町	はちもりまち	平成14年8月3日から同月11日までの間の豪雨による災害	8月3日 - 8月5日										
山形県	飽海	あくみ	八幡町	やわたまち	平成14年8月3日から同月11日までの間の豪雨による災害	8月11日 - 8月12日										
福島県	南会津	みなみあいづ	田島町	たじままち	平成14年10月1日及び同月2日の豪雨及び暴風雨による災害(台風21)	10月1日 - 10月2日										
		みなみあいづ	館岩村	たていわむら	平成14年10月1日及び同月2日の豪雨及び暴風雨による災害(台風21)	10月1日 - 10月2日										
		みなみあいづ	伊南村	いなむら	平成14年10月1日及び同月2日の豪雨及び暴風雨による災害(台風21)	10月1日 - 10月2日										
		みなみあいづ	南郷村	なんごうむら	平成14年10月1日及び同月2日の豪雨及び暴風雨による災害(台風21)	10月1日 - 10月2日										
		大沼	おおぬま	三島町	みしままち	平成14年10月1日及び同月2日の豪雨及び暴風雨による災害(台風21)	10月1日 - 10月2日									
埼玉県	秩父	ちちぶ	吉田町	よしだまち	平成14年3月29日の地滑りによる災害	3月29日										
新潟県			両津市	りょうつし	平成14年10月1日及び同月2日の豪雨及び暴風雨による災害(台風21)	10月1日 - 10月2日										
					平成14年7月13日から同月16日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(台風7号)	7月14日 - 7月16日										
	佐渡	さど	相川町	あいかわまち	平成14年7月13日から同月16日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(台風7号)	7月14日 - 7月16日										
					平成14年7月13日から同月16日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(台風7号)	7月14日 - 7月16日										
	佐渡	さど	佐和田町	さわたまち	平成14年7月13日から同月16日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(台風7号)	7月14日 - 7月16日										
					平成14年7月13日から同月16日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(台風7号)	7月14日 - 7月16日										
	佐渡	さど	金井町	かないまち	平成14年7月13日から同月16日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(台風7号)	7月14日 - 7月16日										
					平成14年7月13日から同月16日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(台風7号)	7月14日 7月16日										
佐渡	さど	羽茂町	はもちまち	平成14年7月13日から同月16日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(台風7号)	7月14日 - 7月16日											
				平成14年7月13日から同月16日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(台風7号)	7月14日 - 7月16日											
石川県	江沼	えぬま	山中町	やまなかまち	平成14年7月13日から同月16日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(台風7号)	7月14日 - 7月16日										
					河北	かほく	高松町	たかまつまち	平成14年7月13日から同月16日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(台風7号)	7月13日 - 7月14日						
					羽咋	はくい	志雄町	しおまち	平成14年7月13日から同月16日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(台風7号)	7月13日 - 7月14日						
									平成14年7月13日から同月16日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(台風7号)	7月13日 - 7月14日						
福井県	丹生	にゅう	越廼村	こしのむら	平成14年1月5日の風浪による災害	1月5日										
山梨県	南都留	みなみつる	秋山村	あきやまむら	平成14年10月1日及び同月2日の豪雨及び暴風雨による災害(台風21)	10月1日										
			道志村	どうしむら	平成14年10月1日及び同月2日の豪雨及び暴風雨による災害(台風21)	10月1日										
長野県	下水内	しもみのち	栄村	さかえむら	平成14年10月1日及び同月2日の豪雨及び暴風雨による災害(台風21)	10月1日 - 10月2日										
岐阜県	益田	ました	馬瀬村	まぜむら	平成14年5月8日の豪雨による災害	5月8日										
静岡県	田方	たがた	修善寺町	しゅぜんじちょう	平成14年10月1日及び同月2日の豪雨及び暴風雨による災害(台風21)	10月1日										
			天城湯ヶ島町	あまぎゆがしまちよ	平成14年10月1日及び同月2日の豪雨及び暴風雨による災害(台風21)	10月1日										
三重県	度会	わたらい	紀勢町	きせいちょう	平成14年9月26日から同月28日までの間の豪雨による災害	9月26日										
京都府	与謝	よさ	伊根町	いねちょう	平成14年9月6日及び同月7日の豪雨による災害	9月6日 - 9月7日										
奈良県	吉野	よしの	上北山村	かみきたやまむら	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(台風15号)	8月27日 - 8月30日										
和歌山県	伊都	いと	高野町	こうやちょう	平成14年7月13日から同月16日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(台風7号)	7月13日										
			東牟婁	ひがしむろ	古座川町	こざがわちょう	平成14年1月20日及び同月21日の豪雨による災害	1月20日 1月21日								
徳島県	那賀	なか	上那賀町	かみなかちょう	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(台風15号)	8月28日 - 9月2日										

市町村別の摘要措置と具体的対象事業

対象地区					激甚災害指定災害	発生期間	公共土木施設（法第2章）					農地の災害復旧事業（法第5条）		
県名	郡名（ふりがな）	市町村名（ふりがな）		発生期間			河川	道路	橋梁	港湾	漁港	農地	施設	林道
徳島県	那賀	なか	木沢村	きさわそん	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月28日 - 9月2日								
		なか	木頭村	きとうそん	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月28日 - 9月2日								
	海部	かいふ	宍喰町	ししくいちょう	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月28日 - 9月2日								
		みま	木屋平村	こやだいらそん	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月28日 - 9月2日								
	三好	みよし	池田町	いけだちょう	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月28日 - 9月2日								
	三好	みよし	山城町	やましるちょう	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月28日 - 9月2日								
	三好	みよし	東祖谷山村	ひがしいややまそん	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月28日 - 9月2日								
	三好	みよし	西祖谷山村	にしいややまそん	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月28日 - 9月2日								
	愛媛県	上浮穴	かみうけな	面河村	おもごむら	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月30日 - 9月1日							
高知県	香美	かみ	物部村	ものべそん	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月30日 - 9月2日								
		ながおか	大豊町	おおとよちょう	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月30日 - 9月2日								
	土佐	とさ	大川村	おおかわむら	平成14年7月3日から同月6日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風5号）	7月6日								
		とさ	大川村	おおかわむら	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月30日 - 9月2日								
	土佐	とさ	本川村	ほんがわむら	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月31日 - 9月1日								
	吾川	あがわ	池川町	いけがわちょう	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月28日 - 9月2日								
		あがわ	吾北村	ごほくそん	平成14年7月3日から同月6日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風5号）	7月6日								
	吾川	あがわ	吾北村	ごほくそん	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月28日 - 9月2日								
	高岡	たかおか	檮原町	ゆすはらちょう	平成14年7月25日及び同月26日の豪雨及び暴風雨による災害（台風9号）	7月26日								
		たかおか	檮原町	ゆすはらちょう	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月30日 - 9月2日								
	高岡	たかおか	東津野村	ひがしつむら	平成14年7月25日及び同月26日の豪雨及び暴風雨による災害（台風9号）	7月26日								
		たかおか	東津野村	ひがしつむら	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月28日 - 9月2日								
	高岡	たかおか	仁淀村	によどむら	平成14年7月25日及び同月26日の豪雨及び暴風雨による災害（台風9号）	7月26日								
		たかおか	日高村	ひだかむら	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月30日 - 9月2日								
	幡多	はた	佐賀町	さがちょう	平成14年9月26日から同月28日までの間の豪雨による災害	9月27日								
はた		十和村	とおわそん	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月28日 - 9月2日									
佐賀県			伊万里市	いまりし	平成14年9月16日及び同月17日の豪雨による災害	9月16日 - 9月17日								
	佐賀	さが	富士町	ふじちょう	平成14年9月16日及び同月17日の豪雨による災害	9月16日 - 9月17日								
	神埼	かんざき	脊振村	せぶりむら	平成14年9月16日及び同月17日の豪雨による災害	9月16日 - 9月17日								
	神埼	かんざき	三瀬村	みつせむら	平成14年9月16日及び同月17日の豪雨による災害	9月16日 - 9月17日								
佐賀県	東松浦	ひがしまつうり	厳木町	きゅうらぎまち	平成14年9月16日及び同月17日の豪雨による災害	9月16日 - 9月17日								

市町村別の摘要措置と具体的対象事業

対象地区				激甚災害指定災害	発生期間	公共土木施設（法第2章）					農地等の災害復旧事業（法第5条）		
県名	郡名（ふりがな）	市町村名（ふりがな）				河川	道路	橋梁	港湾	漁港	農地	施設	林道
長崎県	東松浦	ひがしまつうら	相知町	おうちちょう	平成14年9月16日及び同月17日の豪雨による災害	9月16日 - 9月17日							
	東松浦	ひがしまつうら	北波多村	きたはたむら	平成14年9月16日及び同月17日の豪雨による災害	9月16日 - 9月17日							
		北松浦	きたまつうら	松浦市	まつうらし	平成14年9月16日及び同月17日の豪雨による災害	9月16日						
		北松浦	きたまつうら	福島町	ふくしまちょう	平成14年9月16日及び同月17日の豪雨による災害	9月16日						
		北松浦	きたまつうら	佐々町	さざちょう	平成14年9月16日及び同月17日の豪雨による災害	9月16日						
		北松浦	きたまつうら	吉井町	よしいちょう	平成14年9月16日及び同月17日の豪雨による災害	9月16日						
熊本県	北松浦	きたまつうら	世知原町	せちばらちょう	平成14年9月16日及び同月17日の豪雨による災害	9月16日							
	上県	かみあがた	上県町	かみあがたちょう	平成14年8月3日から同月11日までの間の豪雨による災害	8月7日 - 8月10日							
	八代	やつしる	坂本村	さかもとむら	平成14年6月30日及び7月1日の豪雨による災害	6月30日 - 7月1日							
	球磨	くま	水上村	みずかみむら	平成14年6月30日及び7月1日の豪雨による災害	6月30日 - 7月1日							
	球磨	くま	五木村	いつきむら	平成14年6月30日及び7月1日の豪雨による災害	6月30日 - 7月1日							
		天草	あまくさ	河浦町	かわうらまち	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月24日 - 8月25日						
大分県	西国東	にしくにさき	大田村	おおたむら	平成14年5月15日及び同月16日の豪雨による災害	5月15日							
	日田	ひた	上津江村	かみつえむら	平成14年5月15日及び同月16日の豪雨による災害	5月16日							
宮崎県	児湯	こゆ	西米良村	にしめらそん	平成14年7月25日及び同月26日の豪雨及び暴風雨による災害（台風9号）	7月25日 - 7月26日							
	東臼杵	ひがしうすき	南郷村	なんごうそん	平成14年6月30日及び7月1日の豪雨による災害	6月30日							
	東臼杵	ひがしうすき	南郷村	なんごうそん	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月29日 - 8月31日							
	東臼杵	ひがしうすき	北郷村	きたごうそん	平成14年7月25日及び同月26日の豪雨及び暴風雨による災害（台風9号）	7月25日 - 7月26日							
	東臼杵	ひがしうすき	諸塚村	もろつかそん	平成14年7月25日及び同月26日の豪雨及び暴風雨による災害（台風9号）	7月25日 - 7月26日							
	東臼杵	ひがしうすき	諸塚村	もろつかそん	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月29日 - 8月31日							
	東臼杵	ひがしうすき	椎葉村	しいばそん	平成14年6月30日及び7月1日の豪雨による災害	6月30日							
	東臼杵	ひがしうすき	椎葉村	しいばそん	平成14年7月25日及び同月26日の豪雨及び暴風雨による災害（台風9号）	7月25日 - 7月26日							
	東臼杵	ひがしうすき	椎葉村	しいばそん	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月29日 - 8月31日							
鹿児島県	鹿児島	かごしま	十島村	としまむら	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月29日 - 8月31日							
	薩摩	さつま	下甕村	しもこしきそん	平成14年6月30日及び7月1日の豪雨による災害	6月30日							
	大島	おおしま	住用村	すみようそん	平成14年7月13日から同月16日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風7号）	7月15日							
	大島	おおしま	住用村	すみようそん	平成14年8月24日から9月2日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風15号）	8月29日							
沖縄県	国頭	くにがみ	国頭村	くにがみそん	平成14年9月4日及び同月5日の暴風雨による災害(台風16号)	9月4日 - 9月5日							
	島尻	しまじり	座間味村	ざまみそん	平成14年7月3日から同月6日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風5号）	7月3日 - 7月4日							
	島尻	しまじり	渡名喜村	となきそん	平成14年7月3日から同月6日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風5号）	7月4日							

平成 1 5 年 3 月
内閣府（防災担当）

「平成 1 2 年から平成 1 4 年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1 被害状況（報告額）

公共土木施設関係

	査 定 額	備 考
公共土木施設	2 1 5 百万円	村 道
計	2 1 5 百万円	

農地等関係

	査 定 額	備 考
林道	2 0 2 百万円	
計	2 0 2 百万円	

2 今回適用する措置に係る指定基準（概要）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第 2 章 （第 3 条） （第 4 条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 標準税収入 × 50% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。
第 5 条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	農地等の災害復旧事業に要する経費 > の農業所得推定額 × 10% ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。
第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。

3 適用する措置の効果

- (1) 公共土木施設等の災害復旧事業について国庫補助率をかさ上げ
80% 91%
- (2) 林道の災害復旧事業について国庫補助率をかさ上げ
92% 97%
- (3) 国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧事業のための地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入

連絡先
内閣府政策統括官（防災担当）付
石井、磯貝、大石
03-5253-2111（代）（51205、51210）
03-3501-5408（直）

政令第五十一号

平成十二年から平成十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害じんじんに対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害じんじんに対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法律」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十二年から平成十四年までの間の火山現象による災害で、東京都三宅村の区域に係るもの	法第二条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するための特例の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三号)第一条第一項及び第四十三條第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。